

(1) 意見発表会資料 (子どもが作成した資料を記録として掲載しています。)

障害のある方への理解促進チーム

豊島区のテーマ

障害のある方についての理解促進

障害者公平チーム！！

・中村真奈 ・中澤佳之 ・長崎大晴

区の課題

- ・障害のある方について、興味を持ってくれな
い。
- ・障害のある方の54%が、自分の障害について
「理解されていない」と感じている。

自分が考える
障害がある人のための取り組み

中澤佳之

自分が解決したいと思った豊島区の課題

・障害のある方に対して、みんなの理解が得られていないと感じたから。

・障害のある方を取り上げた豊島区のYouTubeが、あまり視聴されていないと知ったから。

自分が解決したいと思った理由

障害のある人が理解されなままになってしまうと、障害のある方が困ってしまうかもしれないからです。



具体的な提案

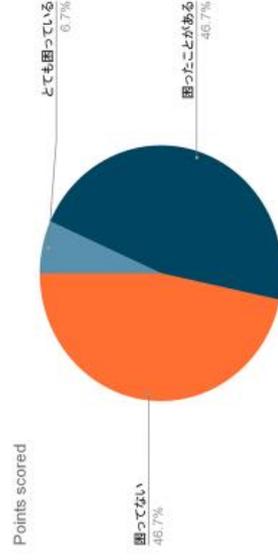
① 豊島区が作っている障害のある方についてのYouTubeを子ども向けの内容にする。



② としま曜公開授業で障害のある方についての特別授業を行う。

こども会議のみんなに聞いてみました！

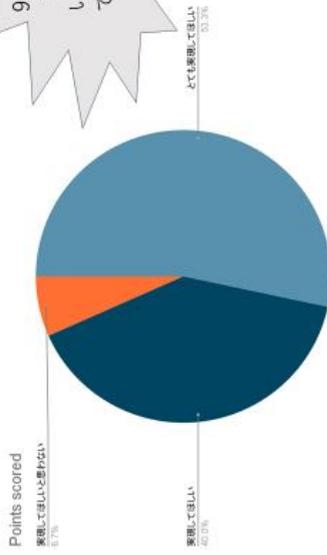
①解決したいと思った豊島区の課題について



障害のある方への理解促進チーム

こども会議のみんなに聞いてみました(2)

②具体的な解決策について



どういう内容にするか

①の内容

1. 最初にYouTubeの視聴者に対して、「あなたができる障害とは何ですか?」と質問を行う。
2. 当事者さんのお話を伺う。

どのような内容にするか2

②の内容

1. 先生が「あなた達が考える障害とは?」と質問を行う。そのあと、当事者さんのお話を聞く。
2. ワークシートに自分が考える障害に対しての答えを書く。その後、子供が親に授業で学んだことを共有する。



なぜその提案をしたのか(理由)

①の理由

自分が豊島区のYouTubeを見て、子どもが理解するには難しいと感じ、子供向けの内容を作ろうと考えたから。

②の理由

土曜公開授業は子ども他にも親がいるので、そこで当事者さんのお話を聞き、子どもも親も障害のことについて学べると感じたから。

私の関わり方

- ①YouTubeでは自分が司会を行い、当事者さんに質問をし
りする。
- ②公開授業では自分が運営やスライドの内容を考えることに
関わりたい。



解決したあとの私の未来

障害のある人もない人も笑顔になれる豊島区に
なる。



障害者公平チーム

NAKAMURA MANA

テーマ

発達障害者は
嫌われる???

障害のある方への理解促進チーム

自分が解決したいと思った豊島区の課題

- ・発達障害者の嫌われる理由
- ・どうしたら発達障害者へ

関心を持ってもらえる



ほう？

自分が解決したいと思った理由

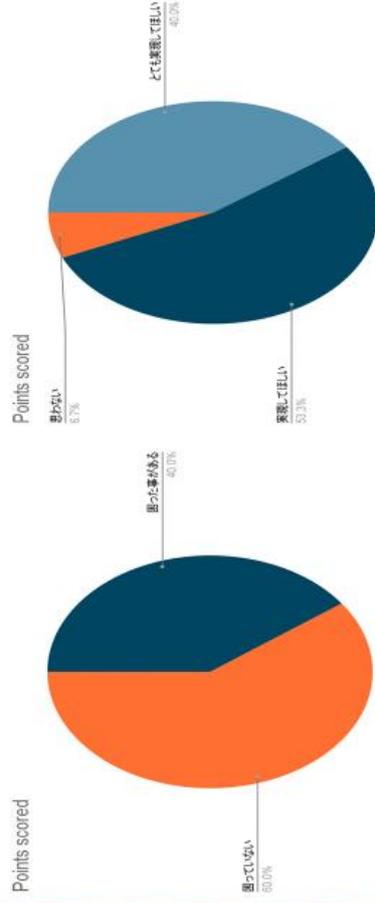
クラスに発達障害者がいて

さげられている

と感じたから



発達障害の理解について皆にも聞いてみました



具体的な提案

その1



発達障害に
ついて知っ
てもらおう

伝えるために

えほん



ユーチューブ

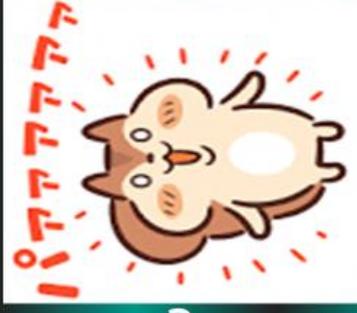


障害のある方への理解促進チーム

パンフレット



誰もが興味を
もってもらえる
物を作りたいとおも
います。



私の関わり方

.....

パンフレットや本、ユー
チューブを作るために動画編
集やインタビューをします。

解決できた私の未来

誰でも公平に安心安全な生活ができる。



障害者の方たちの 生活を体験しよう！！



障害者公平チーム：長崎 大晴

ぼくが**解決**したい豊島区の課題

「どんな障害があるんだろう？」
「障害者の方はどんなことに
困っているんだろう？」



『知らない』をなくしたい！！

自分が**解決**したいと感じた背景

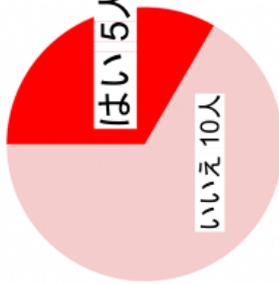


障害者の方への関わり方が難しい……。
しかし、『知る』ことができれば交流できる！！

障害のある方への理解促進チーム

自分の意見に対し、15人にアンケート調査

私も困っている



障害者の方に

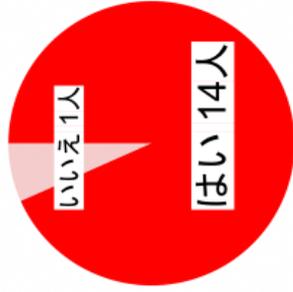
どう接したらよいか

困っている人が

15人中5人
(33%の割合)



実現してほしい



障害者について知る機会を増やしてほしい人は

15人中14人で、

ほぼ全員という

結果になりました。



具体的な提案と理由

「体験教室」や「イベント」に積極的に参加しよう！！



「知る」ことへの近道は、実際にやってみること！！



体験① 盲導犬ユーザー体験



体験② 点字体験



体験③ 車いすユーザー体験



今後の関わり方

ぼくは**広報**として活動したいです。
自分の体験をふまえて、
自分の感じたこと、考えたこと、
分かったことなどを伝え、
豊島区の課題について、
みんなと一っしょに解決していきたいからです。



解決できた後の未来

障害者の方たちも、健全者の方たちも、
安全に、安心して、楽しく生活できる社会へ。
一人一人が生き生きと暮らせる、
持続可能な未来都市、豊島区へ。



行きたくなる学校チーム

Happy School In Toshima

メンバー

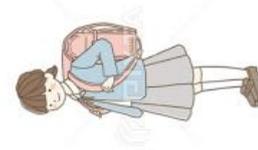
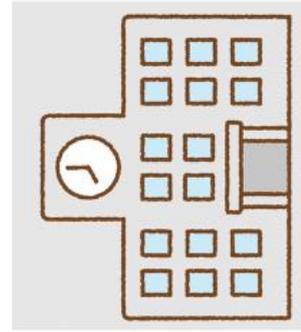
河原 実緒(かわはら みお)

今井 凧(いまい なぎ)

石川 こよみ(いしかわ こよみ)

鬼武 麗奈(おにたけ れな)

行きたくなる学校にしよう☆



区の課題

全員が同じプランで勉強している
Well Beingを達成する

私のタイトル

学校の休み時間について

Well Being＝全員がずっと幸せな状態なこと♥

河原みお

豊島区のこれがないよ

休み時間に自由に できないこと



自分が解決したいと思った背景{理由}

外わりあてのとき、本を読んだり、図書室に行くことなどがないから

(学年ごとに遊ぶ場所が割り当てられているので、外割あての日

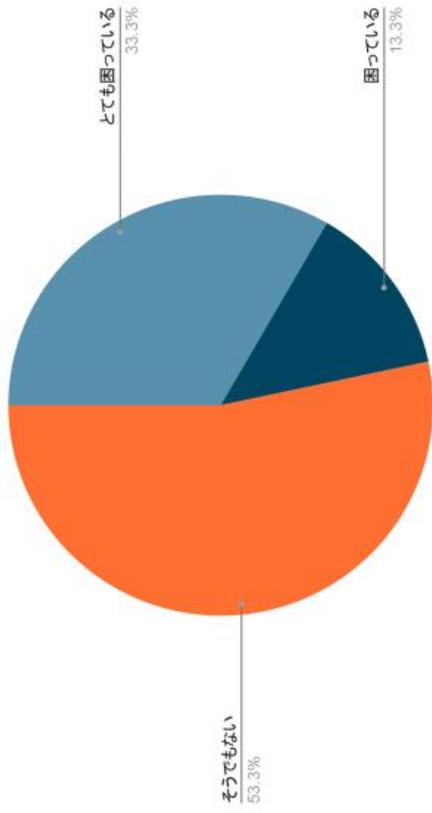
は一斉に外で遊ばなければならない)

行きたくなる学校チーム

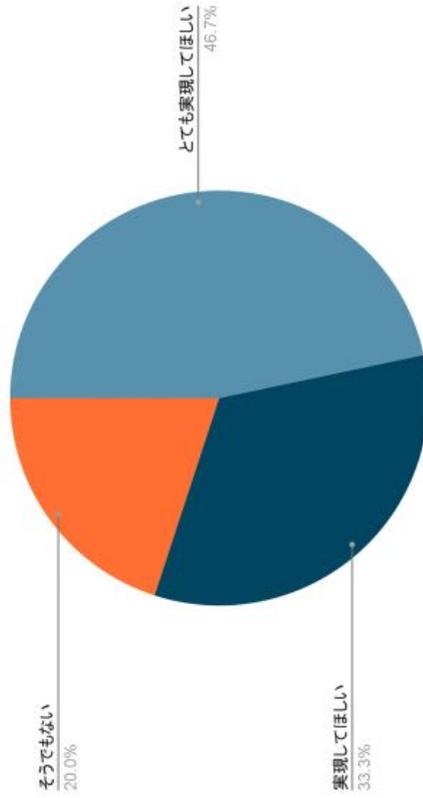
具体的な提案

- 1外遊びのときに中にいてもいいと言うルールを作る
- 2遊ぶ教室をふやす
- 3外に休けいスペースを作る
(本も読める)

困っているか？



実現してほしいか



私の関わり方

- 1そのルールを作ったところにお礼を言う
- 2副業で、子どものアイデアを実現する会社をお手伝いをする



解決できた私の未来

楽しく学校
に行けそう



豊島区のテーマ

行きたくなる学校について

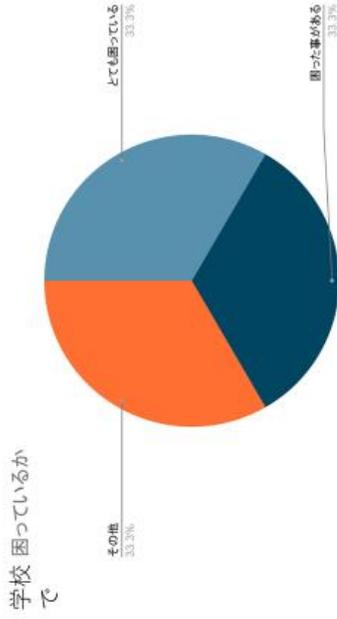
個人の発表タイトル

みんなが楽しく居られる学校

今井 凪

行きたくなる学校チーム

自分が解決したいと思った背景
一人でやる学習が多くて寂しい



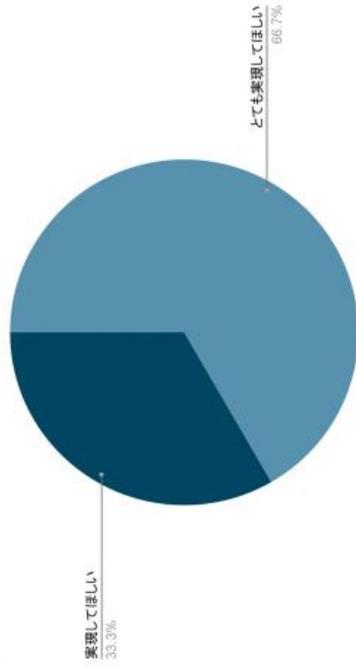
解決したいと思った豊島区の課題
授業をもっと楽しくしたい
みんなと一緒にできる授業がほしい

具体的な提案
文化祭をやりたい

お金の使い方がわかる → 算数
話し方がまくなる → 国語
企画ができるようになる → 社会

- 提案した計画についてどうやって実現させるか
- ・ 色々な人に提案する。
 - ・ アンケートをとって意見を聞く。
 - ・ 自分たちで準備(大人抜き)する。

提案に対し実現してほしいか



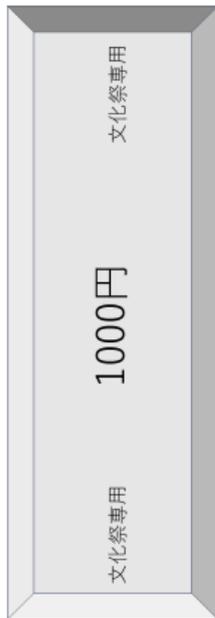
解決できた後の僕の未来

- ・ **学校が楽しくなる!**
- ・ **もっと行きたくなる!**
- ・ **先生も嬉しい!**

校庭(グラウンド)で文化祭をやったときの計画表



行きたくなる学校チーム



1000円



100円

自由で楽しい学校にしよう!
石川こよみ

本当のお金を使うのは、家族が反対とかする家もあるから文化祭専用のチケットやお金を作って、屋台とかで使う。

提案①

これが足りないよ。豊島区

自分にあう先生を選べない●

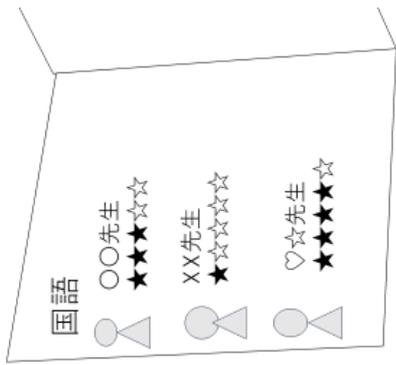
解決したい理由

合う先生、合わない先生がいるから

具体的な提案

行きたくなる学校チーム

①先生紹介パンフレットが単元が変わるごとに配られる→好きな先生の授業を受ける→先生評価アンケート(星五段階・感想欄)に答える→また先生を選ぶの繰り返し



先生アンケート

この単元の授業はどうだった?星5つで評価してね。
☆☆☆☆☆

その他に先生に伝えたいことがあったら教えてください。

私の関わり方

①先生アンケートに積極的に回答し、パンフレットの「児童による評価の欄」を充実させる

解決できたあとの私の未来

楽しい授業→受けに行きたい→学校に行きたくなる

提案②

行きたくなる学校チーム

これがないよ。豊島区

タブレットに教科書の内容を入れる

解決したい理由

ランドセルが重いから。
肩こり



本日の時間割→教科をタップ→絶対やること(やさしめ)→練習問題(普通)→発展問題(難しい)

本日の時間割
 一時間目 国語
 二時間目 算数
 三時間目 音楽
 四時間目 社会
 五時間目 理科
 六時間目 家庭科

本日のノルマ
 今日の漢字
 敬語の使い方
 やってみよう!
 練習問題
 発展問題

苦手分野を把握→そこを重点的に復習→テスト
 の点数が上がる

行きたくなる学校チーム

練習問題①の正答率
50%

分数の割り算の正答率が低いなあ。
明日はテストだから、たくさん復習しておこう。

達成感
焦らず取り組める

提案③

これが足りないよ。豊島区

休み時間は好きな場所で遊ぶ

解決したい理由

遊ぶ場所を強制的に決められる→その時やりたいことができない



行きたくなくなる学校チーム

具体的な提案

その時自分のやりたいことに合わせて好きな教室に行く

タブレットで混み状況などを確認

校庭	○	混んでいます
体育館	○	混んでいます
屋上	○	混んでいます
図書室	X	会議のため
音楽室	○	すいています
図工室	X	壁画制作のため

すいている音楽室に行こう

解決できたときの私の未来

自分の好きなことをする→楽しい→リフレッシュ
→リラックスして授業を受けられる

提案④

これが足りないよ。豊島区

自分たちでクラスを決める

解決したい理由

静かにやる人とふざける人が一緒だと集中できない

うるさいなー



私

これって・・・じゃね!

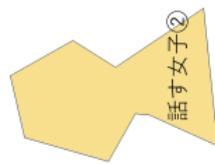


うるさい男子



話す女子①

・・・君ってさ...



話す女子②

・・・だよね～

具体的な提案

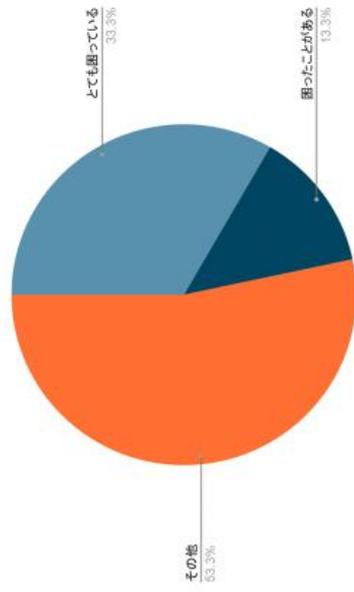
6-1は静かに。6-2は少し話すくらいはOK。6
-3はふざげちゃう人。
得意不得意がある→単元ごとに選べる

解決できたときの私の未来

静か→集中→たくさん勉強→達成感→「ここまで
しかできなかった・・・」というモヤモヤした気持ち
にならない

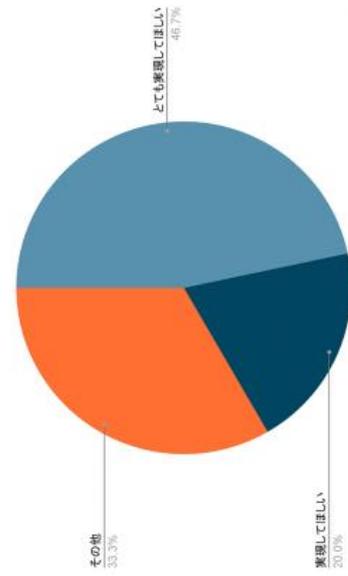
行きたくなくなる学校チーム

困っている度



他の人に聞いてみました。

実現して欲しい度



提案②③④の私の関わり方

実現するために担任の先生などに相談する

これで終わります。



給食の食べ残し

千早高2年 鬼武 麗奈



課題

食べ残しをどうすれば
解決できるのか

理由

小中学校で給食を食べていた。
食べ残しが**ほとんど毎日**あり、全学年の残した量を
集めると1校だけでも大量になる。



日本全国の学校の量と年間にすると、とてつもない量
(7万トン←**新幹線100個**くらい!)

豊島区の給食の現状

▶ データ

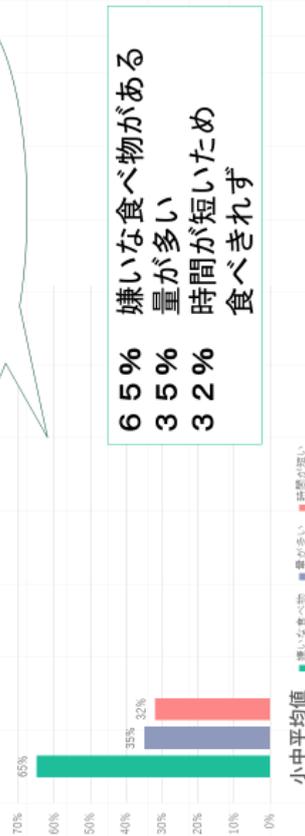


取り組み

- ・配分後に余った量を先生がほしい人に配る
- ・苦手なものでも1口で食べよう

5月の運動会では、疲労からか残す割合が1%上昇。

なぜ残すのか



特に小学校低学年は給食が原因で危うく不登校の事案

65% 嫌いな食べ物がある
35% 量が多い
32% 時間が短いため食べきれず

提案

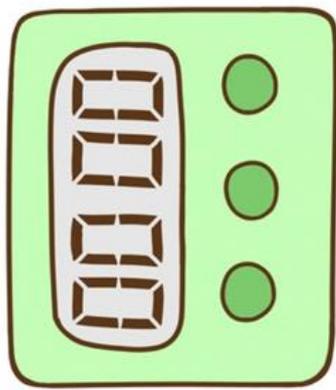
「生徒たちの意識改革」





10分以内!

小学校 20～25分
中学校 15分



提案

「そもそもの配分量を減らす」

給食委員からいつも残ることの多い
メニューをアンケートし、それらの
配分量を少なくする。(残飯量の把握)

根拠

改善成功例の共通点
→食品ロスなどSDGs
と絡めた課題認識や
乳しほり・作物栽培
を体験している
(給食で実際に食べている)

量が多い・
時間が足りない
→学校で対策可能

行きたくなる学校チーム

私のかかわり方

1

①好き嫌いは家で調理の仕方を変えてもらうな
どして克服。

2

②給食はついでもらった分or配分後に少なくしてもらった分を必ず食べきる。

3

③給食委員になって準備を手伝う・クラスへの声掛けをする・話し合いで意見を自発的に言う。

学校の未来

- ・食べ残しが減少する
- ・酪農・農業体験や給食セミナー活動により、給食に対するイメージがプラスに上がり、学校に来る楽しみの1つとなる



We can voice our feelings.

～子どもが“ありのままに”生きるために～

メンバー

佐川珠理 平尾めい 川畑帆花 辻優芽果

区のテーマ

「子どもの権利」について知ろう！広めよう！

豊島区の課題

「子どもの権利」について知っている人が少ない。

「子どもの権利」について知っている人は…（平成30年時点）

子ども… 100人中3人

保護者… 100人中8人

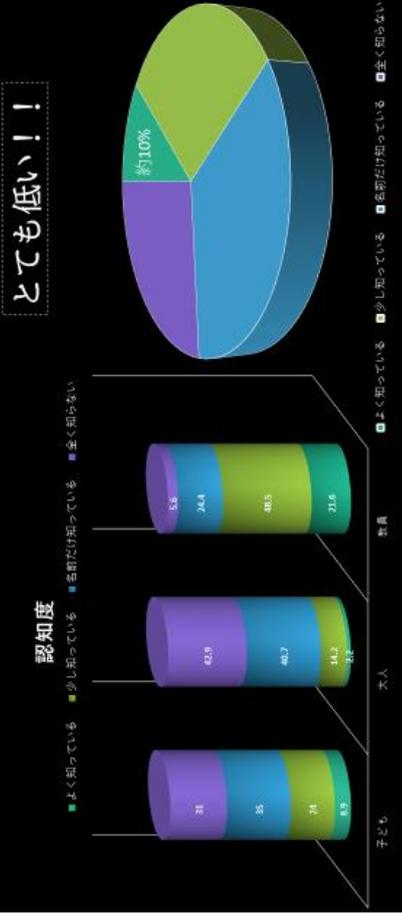
若者… 100人中1人

アニメやゲームで子どもの権利を広めよう！

佐川 珠理

「子どもの権利」について知ろう！広めよう！チーム

子どもの権利の認知度



具体的な提案

1, アニメやゲームとコラボ

- ・ コラボしたものをTikTokを利用して流す
→若者に認知してもらい、興味を持ってもらう

2, アニメやゲームにする

- ・ 難し過ぎず、簡単過ぎないものにする
→子供に馴染みやすい

自分の関わり方

- ・ 生徒会に子供の権利について何か言ってみる
- ・ 周りの人に伝え、広める

解決後の私の未来

- ・ 人間関係がうまくいく
→ ・ よりお互いが尊重し合える
・ 認知度が高まればいじめなどの問題が減り、解決しやすくなる

子供の権利を学校で広めるために

—子どもが安心して学校に通えるように—

平尾めい

自分が解決したいと思った理由

私の学校で「子供の権利」について触れていなく、自分の言いたいことが言えない経験があり、もっと大人も子供のはなしをちゃんと聞いてほしいと思っ

った。

自分が解決したいと思った豊島区の課題

学校にいる子どもや大人たちが、子供の権利について知った上で安心して相談できるところがない。

ステップ1

具体的な提案

出前授業を全学校・全クラスで実施



講師：子ども自身

対象：先生と子ども

→先生や子どもたちに子供の権利について知ってもらう。

「子どもの権利」について知ろう！広めよう！

ステップ2 具体的な提案
先生や親に見せないアンケート実施

対象：子ども

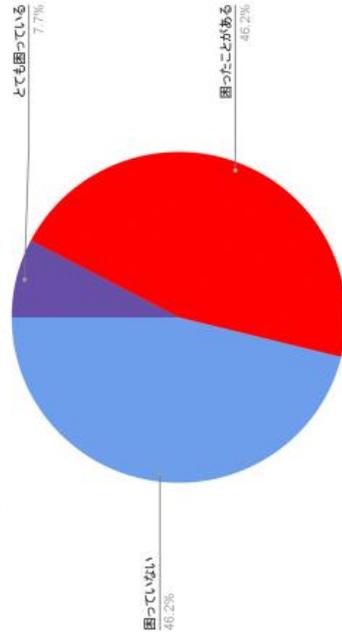
回答先：知られずに相談できるところ

安心して相談できる

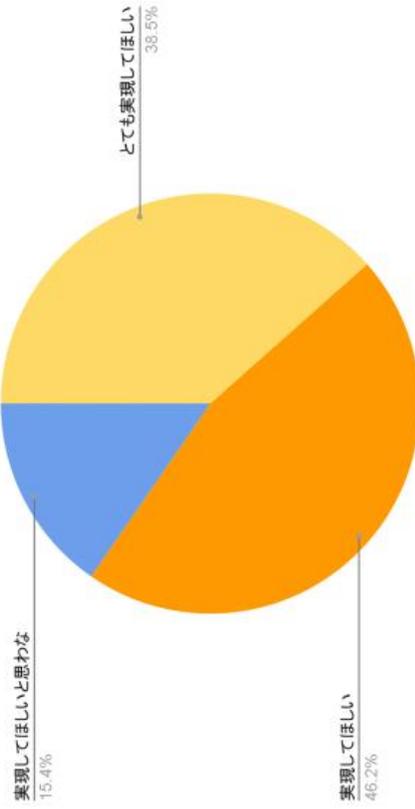


みんなに聞いてみました！

解決したいと思った豊島区の課題について



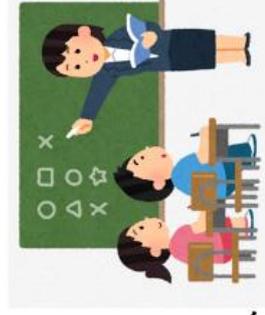
具体的な解決策について



私の関わり方

- ・ 出前授業 ↓ わたしが授業を実施

先生や親に見せないアンケート
(テレビでクラスの人にスライドで見せる)



解決できた私の未来

年齢関係なく、自分のおもいをつたえられるようになる。

大人が子供の気持ちをわかってくれている豊島区になると、

思いが伝えやすくなる

We can voice our feelings.

～子どもがあらのままに生きる～



私と一緒に子供の権利について考えよう!!



子ども向けHPについて

～HPの工夫～

作：川畑 帆花

豊島区ホームページの課題

豊島区のHPは大人に
しかわからないし、わ
かりにくい!!

「子どもの権利」について知ろう！広めよう！チーム

そう思った理由

子どもは3～4%
保護者 8～9%
若者 1%しか子供の権利
を知らなかったから

なので、、、、



新しい子ども向け
HPを提案しま
す!!!!!!!

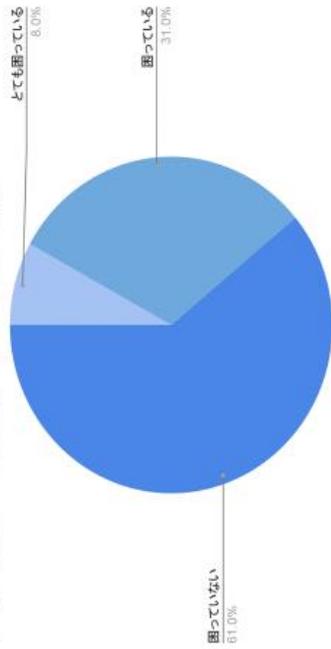


具体的な提案（HPの中に）

カウンセラーに相談できるウインドウ
やクイズで子どもの権利について楽し
く知れるページを作る
などです

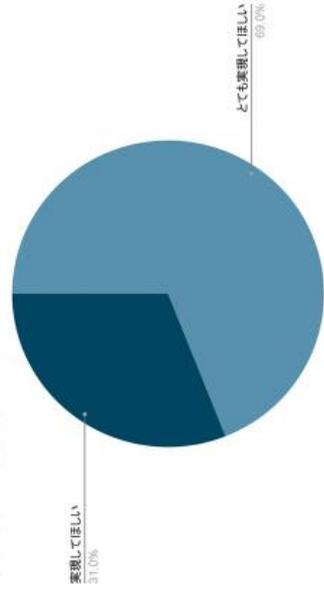
みんなに聞いてみました!

子供の権利のHPが分かりづらいと思う人の割合



このような結果
になりました

子供向けHPを実現してほしいか



私の関わり方

- ・HPイラストを書く
- ・子ども目線の考え方でアドバイスを
する
- ・身近な人に伝える

解決できた私の未来

- ・みんなが安心して過ごすることができる
- ・子供がありのままに生きられる
- ・周りの大人にも子供の権利を知り、子ども
が意見を届けやすくなります

「子どもの権利」について知ろう！広めよう！チーム

これで終わります

最後まで見てくださりありがとうございました



チーム名

We can voice our feelings

～子どもがあらのままで生きる～

作成者 辻 優芽果



個人の発表タイトル

- こ どもまんなか社会。
- ど んどんと少子高齢化が進んでる。
- も っと子どものこと考えよう。
- の のみものや食べ物を与えない。
- けん けんかしても大丈夫(親と)法律あるよ。
- り りゆうがあつて休んでる子を、からからちやダメ!

自分が解決したいと思った豊島区の課題

自分が解決したいと思った背景(理由)

ニュースで子どもを大切にしない親がいると知って解決したいと思ったからです。

育てるのが難しいのであれば児童養護施設に預けた方がいいと思う。

おとな

18~60が子どもに対しての接し方などを分かっているのではないので

子どもの権利を通して、

考えたり、理解したり、

してもらい必要があると思います。

具体的な提案

- ①池袋に広告を張る。
学校で壁新聞を作る。(総合の学習)
- ②池袋で子どもの権利について講演会を行う。
サンシャイン60のイベントなどの時に行う。
- ③池袋のモニターで広告(CM)で
私たちの発表している姿を1部入れて
子どもの権利について述べる映像を作る。

優芽果さんの関わり方

- ・子どもの権利について講演会を行うなら
講演会の主催者側になりたい。
- ・池袋のモニターで広告を作るのに協力したい。

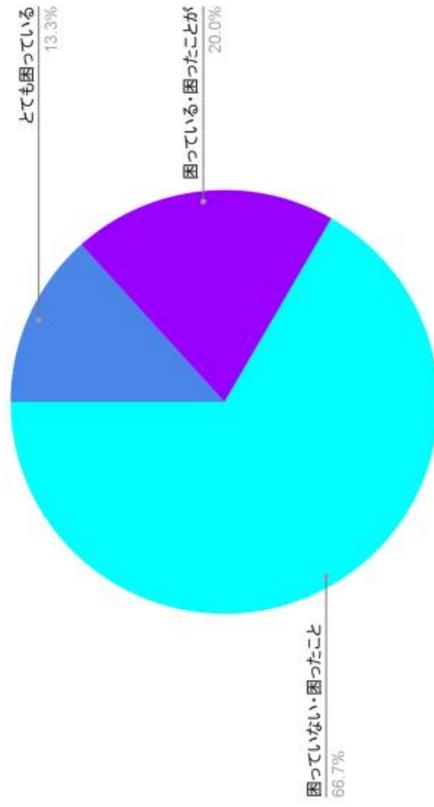
「子どもの権利」について知ろう！広めよう！チーム

解決できた私の未来

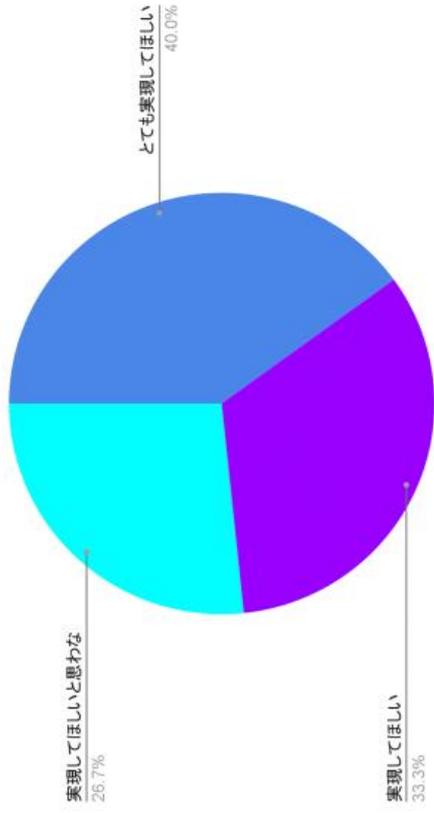
大人が子どもの権利についてよく知る。
 ↳子どもたちのことを大切にする。
 ↳安心した生活が送れる。

みんなに聞いて見ました

私も困っている



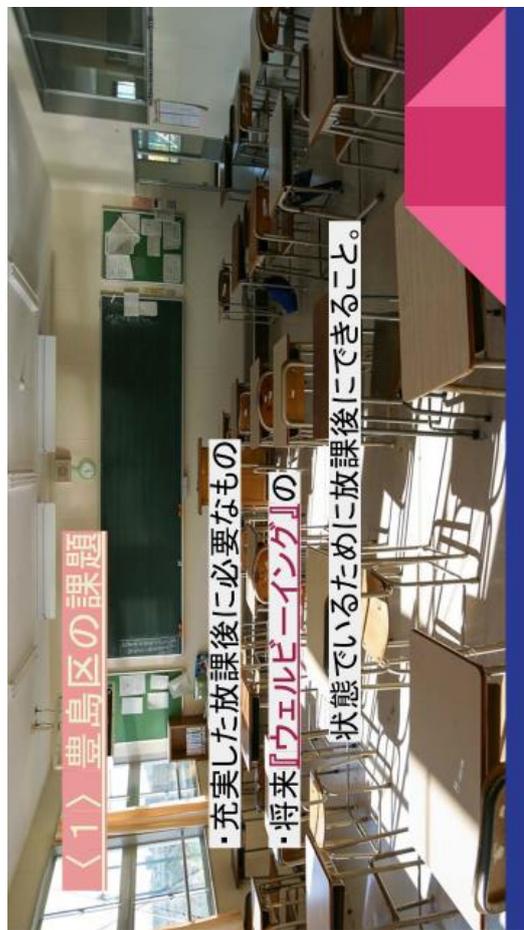
実現してほしい



終わり

ご清聴いただき、ありがとうございました。

放課後の過ごし方チーム



1, 自分が解決したいと思った豊島区の課題

- ⇨ 中高生が街中でなんの心配もなく
友達と話したり、飲食をしたり
する場所が少ないということ。

2, 自分が解決したいと思った背景

以前、カラオケやカフェなどに友達と一緒に
行こうとしたが、自分も含めた何人かは、
親が反対しているからという理由で行くことが
できなかった。そのため、
子供だけでお金が関わる場所などに
行くことが悪いことだという印象が
ある様に感じたから。

3, 具体的な提案【1】

- ☆「ジャンプ」の様な、中高生が遊ぶ
ことのできる施設を増やす。

3, 具体的な提案【2】

- ☆カフェなどを運営する会社(Starbucks Coffee)
などに協力をしてもらい、中高生専用の、
チケットなどを事前に買って使うことが
できるシステムを作る。

放課後の過ごし方チーム

3, 具体的な提案【3】

☆本社が豊島区にあり、店舗も豊島区に多い、
「無印良品」に協力してもらい、
飲み物などの商品提供をしてもらう。

3, 具体的な提案【まとめ】

⇒ そうすることで、そのシステム、場所を使用した子供が大人になってからも、その会社を使う可能性が高いことから、会社にも子供にも利益がある。
また、取り組みを行うことで、会社側としては宣伝にもなる。

4, 私の関わり方

・具体的な活動に関して自分たちが行うことができる、
広報活動などをできる限りしていきたいと思う。

5, 解決できたあとの私の未来

・その場所で、新しい友達ができるかもしれない。
また、その場所で、友達にしか話せない様な、
将来のことや悩み事などを話すことができる。

⇒ 結果的にウェルビーイングにつながる。

6, 解決したことにより
たぐさんの人が助かるのか

1, ⇒の課題について

困っている人がいるか

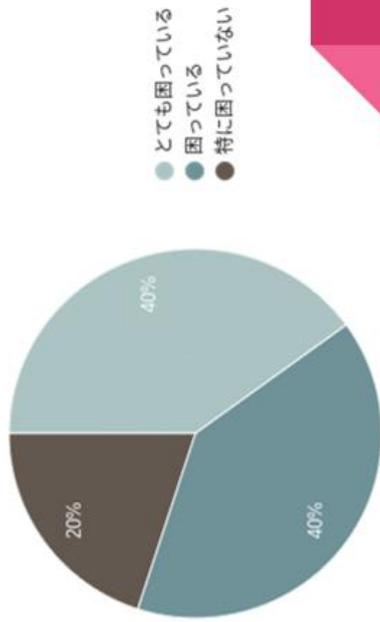
2, ⇒の課題について

解決してほしいと
思っているか

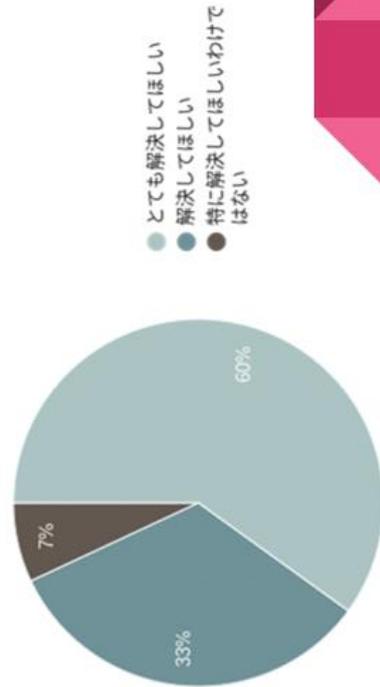
1, 自分が解決したいと思った豊島区の課題

⇒中高生が街中でなんの心配もなく
友達と話したりする場所が少ない
ということ。

豊島区この課題について困っているかどうか



豊島区この課題について解決してほしいかどうか



ご清聴ありがとうございました。

放課後の過ごし方チーム

私のタイトル

豊島区の「新」移動手段

坂元 康祐

解決したいと思った理由

- ・ エリアが狭い
- ・ 代金が高い
- ・ 終バスがはやい
- ・ クーラーがない
- ・ 遅くて実用的じゃない

・ 大きな道路がたくさんあるの
で遠出が安全の上でできない



具体的な提案

- ・ ikebusのエリア拡大
- ・ 近くの公園や小中学校にバス停を配置して子供専用ルートを作る
- ・ ikebusの料金をできるだけ安くする
- ・ 終バス（終電）を遅くする

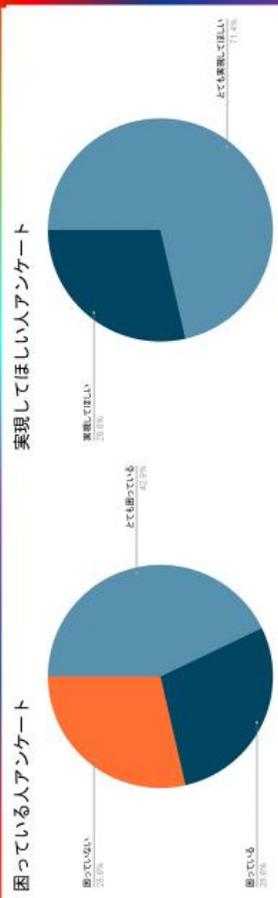
・IKEBUSのような実用性のあ
る新車を開発する



私の関わり方

- ・みんなにIKEBUSのことを知ってもらいもっと改良したIKEBUSに乗りたいたいという声を集める
- ・開発に携わる

豊島子ども会議のみんなに聞いてみました！



解決できたあとの
私の未来

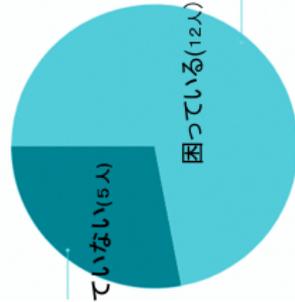
- ・熱中症にならずに移動できる
- ・外でみんなが思いっきり、好きなどころで遊べる

放課後の過ごし方チーム

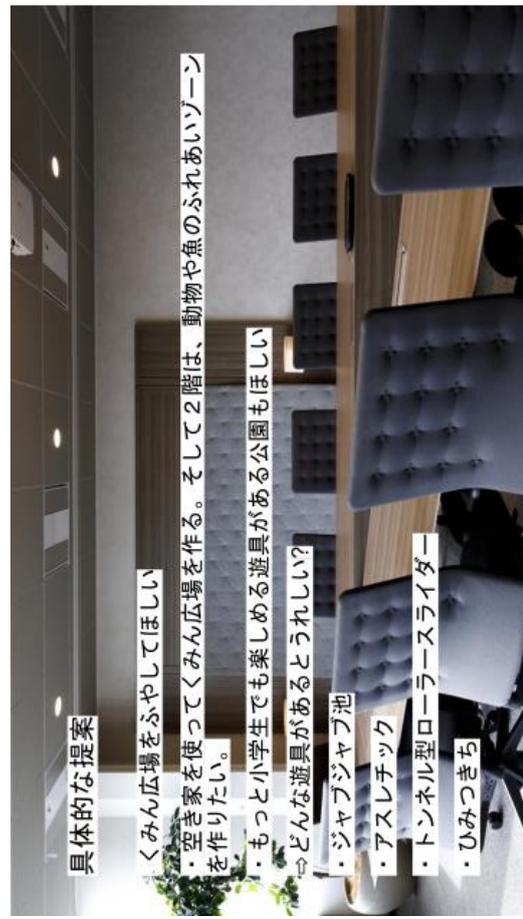
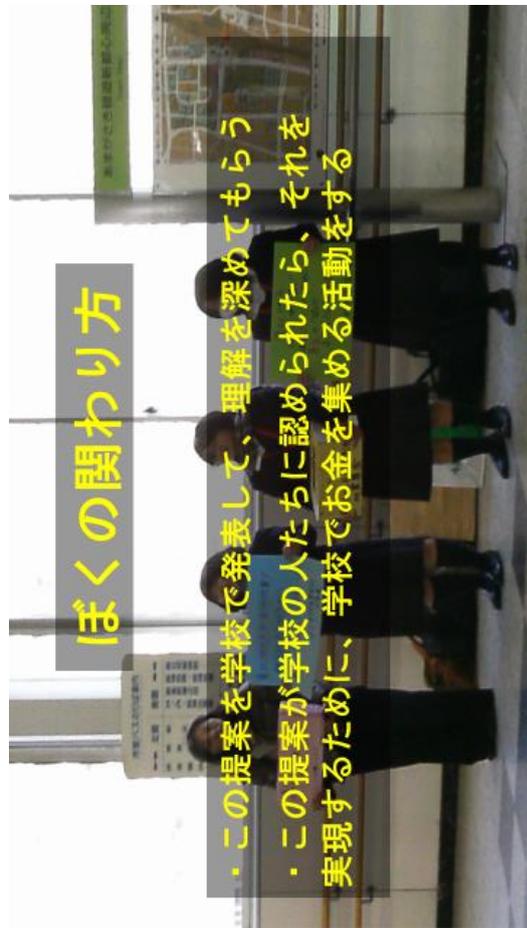


アンケート結果

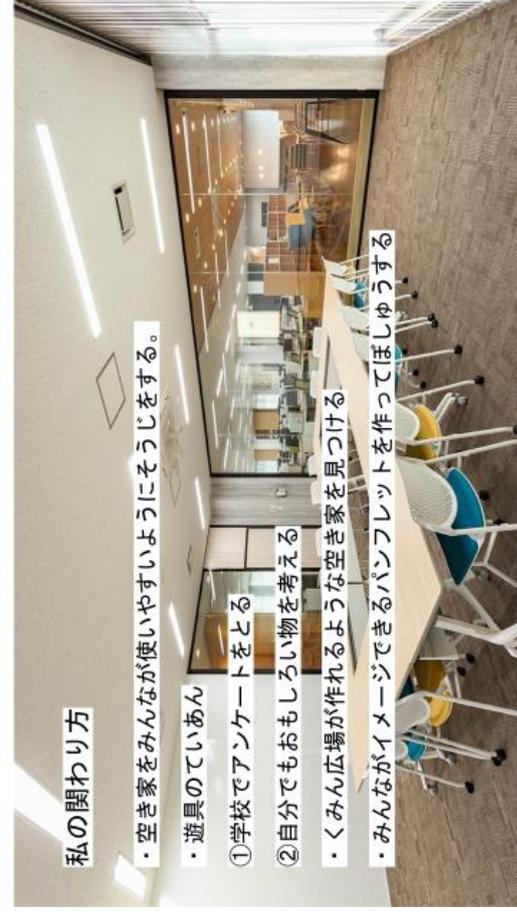
実際にアンケートをとった結果です
自転車置き場がなくて困っている人
が多いことが分かります。



2023年豊島区子供会調査による小・中学校と
高校生の男女17人に聞きました。



放課後の過ごし方チーム





最後

これで発表を終わります。



自分が解決したいと思った豊島区の課題

豊島区では区民広場やジャンプ、スキップ、校庭開放、夏休みには、高齢者施設に行っって勉強をした後に食事をする子ども食堂も用意してくれています。僕の中学校には、「にしまる一む」という放課後に自由に過ごせる居場所があり、ジェンガをしている人や部活動が終わるのを待っている生徒など、自由に過ごしています。



でも、「にしまる一む」は西池中の生徒しか使うことができず、火曜日のみ利用できるので、

居たい時に居られる居場所の選択肢を増やした方が良いと考えました💡

放課後の過ごし方チーム

みんなの放課後を聞いてみた

「毎週水曜日の放課後は何をしている？」と、こども会議のメンバーの内12人に複数回答で調査した所・・・

- ・塾・習い事（習字、絵画教室、英会話レッスン、剣道、水泳）... 7人
- ・家で宿題、勉強・家でゴロゴロ、YouTubeを観る... 5人
- ・友達と遊ぶ・公園で遊ぶ... 3人

・・・職員さん2人に小中学生の時間を回った所・・・

公園で遊んでいた、田舎に住んでいたから農家の人を手伝っていた、学校に川や森があった、田んぼで遊んでいた、高学年になると塾に行っていたけれど勉強はしていなかったかな。

職員さんと子ども時代の年代が違い、都会と田舎の違いもあるけれど、職員さんの方が伸び伸びとした放課後を過ごしているような気がする。

調査した子供たちは、放課後に居場所がありそうで安心したけれど、放課後、家に大人がいなかった場合、

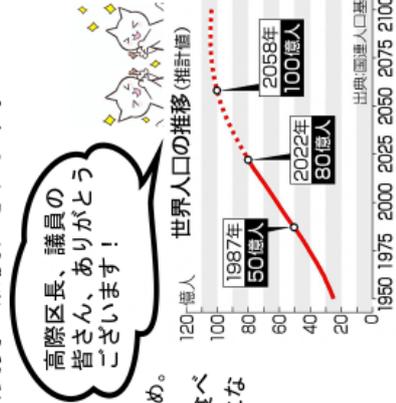
- ・自律して宿題や家庭学習ができるのか。
- ・食事は誰が作って誰と食べるのだろうかと心配になった。

豊島区は物価高騰で苦しむ子育て世代の負担を軽減するため、9月から区立の小中学校の給食費が無償化されます。

物価高騰の理由は2つあり、

- 1：日本の食料自給率は38%だから（今）
- 2：ウクライナ危機で日本は輸入に頼っているため。食料自給率が低いと人口が増加した2058年に食べ物を奪い合うようになり、コオロギ食も一般的になるかもしれない。

農林水産省は2030年度までに食料自給率を45%まで引き上げるという目標を立てている。



日本の食料自給率を上げるためには、

若い人の農業従事者を増やす必要がある。

しかし、僕の中学校では

- ・野菜をつくる機会はない。
- ・職業講話で農家の人は来ない。
- ・3年生で書く「25歳の履歴書」で、農家になっていない人はいない。



スマート農業



食料自給率 × 放課後の居場所

各中学校に「にしまる一む」のような居場所を作れたらいい。

プランターで野菜を育てる部活動や委員会を作るのはどうでしょうか？
職業講話で農家の人に来てもらい、農業を職業にする方法を教えてもらう。

家庭菜園のメリット

- ・安心安全の新鮮な野菜が食べられる。
- ・作物を育てる喜び。
- ・自分のこだわりが結果に出る。
- ・節約できる。
- ・リフレッシュすることができ。
- ・何歳からでも始めることができ。
- ・作る大変さを知り、**食品ロスを減らそうと思う。**



僕が、豊島区で自然を感じられる場所の一つに「池袋の森」がある。

毎年5月に池袋の森では、**びわ**がたわわに実っていて、**びわ**を使ってみんなで**ジャム**を作ったりしたいと思って、管理人の岸本さんに伺った所、「落ちたびわは虫が食べて、その虫をカエルが食べるから人間が食べることはできない。」と仰っていた。

池袋の森では**食物連鎖**により食べ物のムダがない事がわかり、食料自給率の低い日本は**食品ロス**を減らし見習うと良いと思った。



ログハウスの使えないのがもったいない。

食物連鎖



子ども食堂を利用したことがありますか？

5月に、僕の母が入院する事があり、部活動が終わってから食材を買いに行ったり調理するのは、家庭学習もあり大変だった。
 でも、**子ども食堂**を利用しようとは思いつかなかった。

理由は

- ・**場所を知らない。**
- ・**自分は利用条件に満たない**のではないかと思った。
 しかし放課後の居場所を調べている中で気軽に利用できるということを知ったので、困った時は**開催日**を調べて利用してみたい。



解決できた後の私の未来（まとめ）

「にしまる一む」を運営する「認定NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク」の代表の栗林さんが、「生徒がやりたいといったことを実現したい」、他のスタッフは「生徒の要望があればおもちゃやイベントを増やす」と仰っていて、友達に伝えたい。
 僕は小学6年生の時に学年の2/3の人が中学受験をし、最終的に学年の半数が国立や私立の中学校、高一貫校に進学した。
 受験をした僕の友達も、冗談だと思ってくれど「受験に落ちたら死んじゃう」と言っていて、そんなことあるわけないので「死ぬわけじゃないやん」と伝えた。
 教育は大事だけれど、友達と遊べて毎日が幸せだなと感じられることの方が大切ではないだろうか？

放課後の居場所が増えてきているので、子どもが放課後に何をしたいかを主体的に決められるようになったら、**精神的健康**が**上がりウェルビーイング**になると思うので、子ども若者★いげんがらすでも伝えていきたい。

～after school 8～

の発表を終わります！

ありがとうございました！！

(2) 豊島区子どもの権利に関する条例

平成 18 年 3 月 29 日条例第 29 号

子どものみなさん

あなたの人生の主人公は、あなたです
あなたのことは、あなたが選んで決めることができます
失敗しても、やり直せます
困ったことがあったら、助けを求めているのです
あなたは、ひとりではありません
私たちおとなは、あなたの立場に立って、あなたの声に耳を傾けます
あなたがあなたらしく生きていけるように、いっしょに考えていきましょう
あなたという人は、世界でただ一人しかいません
大切な、大切な存在なのです

この宣言をもとに、豊島区は子どもの権利に関する条例を制定します。

子どもは、自分の今の「思い」をわかってほしいと願っています。何かを要求するだけではなく、子どもなりにできることを考えて挑戦し、自分の役割を担おうとしています。それを手助けするためには、子どもの主体性を認めて、子どもがおとなとともに手を携えて社会に参画できる場をつくる必要があります。子どもに対する差別をなくし、誤った思い込みを改め、お互いの権利を意識しながら、子どもとおとなの新しい信頼関係をつくるのが大切です。

どんな子どももみな等しく生まれながらに持っているものが子どもの権利です。子どもの権利は、その年齢や発達に応じて保障されるものです。子どもの権利を実現していくためには、まず、おとな自身が権利というものに関心を持つ必要があります。そして子どもは、おとなや子ども同士のかかわりあいの中から、お互いの権利の尊重、責任などを学び、権利を実現していく力を培っていくのです。未来を託する子どもたちにとって、自分の選択で権利を行使することは、かけがえのないことなのです。

おとなには、子どもを深い愛情のもとに健やかに育てる責任があります。そのために、おとなは、家庭、学校及び地域の中でお互いに手を携え、協力しながら、子どもの限らない力を信じて最善の努力をします。豊島区は、それらを実効あるものにするために、安全・安心に暮らせる環境を整備し、この条例に定める子どもの権利保障の理念をあらゆる施策に反映させていきます。

まさにこの豊島区の目指す理念こそ、国が批准した児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号）に通じる理念にほかならないのです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利の内容を明らかにし、子どもの権利を守り、成長を支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳未満のすべての者及び規則で定める者をいいます。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいいます。
- (3) 子どもにかかわる施設 豊島区(以下「区」といいます。)の区域内(以下「区内」といいます。)にある児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設等及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校等のほか、子どもが育ち、遊び又は学ぶ施設をいいます。
- (4) 区民 区内に居住する者、区内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は区内の学校等に在学する者をいいます。
- (5) 区民等 区民及び区内に滞在する者(通過する者を含みます。)をいいます。
- (6) 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人又は団体をいいます。

(責務)

第3条 区は、子どもの権利を尊重し、あらゆる環境の整備を通じて、これを保障しなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの成育について第一義的責任があることを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければなりません。
- 3 子どもにかかわる施設の設置者、管理者、職員等(以下「施設関係者」といいます。)は、子どもにかかわる施設において子どもの権利を保障しなければなりません。
- 4 区民等は、家庭、学校又は地域の中でお互いに連携・協働し、子どもの権利を保障しなければなりません。
- 5 事業者は、区の施策に協力し、雇用又は所属している子どもの権利を保障しなければなりません。

第2章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

第4条 区は、子どもとおとなが子どもの権利の重要性を知り、よりよく理解するために、次に掲げる子どもの権利の普及に取り組みます。

- (1) この条例に定められた子どもの権利の周知や学

習の機会を設けること。

- (2) 地域や子どもにかかわる施設との連携・協働の下に、子どもの権利に関する取組を推進するため、としま子ども月間を設けること。
- (3) 児童虐待に係る通告について、地域や子どもにかかわる施設と連携して広報及び啓発活動を行うこと。

第3章 大切な子どもの権利

(大切な子どもの権利)

第5条 大切な存在として尊重される子どもは、あらゆる場面において、この章に規定する権利などが保障されます。

(安心して生きること)

第6条 子どもは、安心して生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 何ものにもかえがたい生命が守られること。
- (2) 差別や偏見を受けないこと。
- (3) 心身を傷つけられないこと。
- (4) 平和で安全・安心な環境の下で生活すること。

(個性が尊重されること)

第7条 子どもは、個性が尊重され、自分らしく生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 個性が認められ、自分の可能性が大切にされること。
- (2) 自分の思っているところに従い、意見や信条を持ち、行動すること。
- (3) 子どもであることを理由として、不当な扱いを受けないこと。
- (4) 自分に関する情報が不正に利用されないこと。
- (5) 個人にかかわる事柄について、特別な場合を除き、その意思に反して公開されないこと。

(自分で決めること)

第8条 子どもは、発達に応じて、自分に関する事柄を自分で決めるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自ら考えるところに従い、選んで決めるために、様々な情報を、おとなや社会から集めること。
- (2) 前号の情報に関して、子どもが理解できるように、おとなに対して説明を求めること。

(思いを伝えること)

第9条 子どもは、自分の思いを伝えるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の想いを、言葉やその他の手段により、他の人の権利を尊重しながら自由に表現すること。
- (2) 自分の願いや気持ちを、意見として家庭、学校、地域、行政等の場で伝えること。
- (3) 仲間をつくり、集まること。
- (4) 子どもの意見は、おとなの意見と同じように価値あるものとして尊重されること。

(かけがえのない時を過ごすこと)

第 10 条 子どもは、かけがえのない時を過ごすために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の成長にあわせて、憩い、遊び又は学ぶこと。
- (2) ゆったりと安心できる場所で休み、自由に過ごす時間を持つこと。
- (3) 生活習慣を学び、成長に応じた教育を求め、かけがえのない時間をより充実させること。
- (4) 様々な文化や芸術、スポーツ等に触れて、親しみ、豊かな自己や表現力をはぐくむこと。

(社会の中で育つこと)

第 11 条 子どもは、社会の中でよりよく育つために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 住民自治や地域活動に参加し、自らの思いをより確実なものにすること。
- (2) 地域住民としての知識や能力をはぐくむこと。
- (3) 地域に根ざした文化の伝承を受け、地域社会をよりよく知ること。

(支援を求めること)

第 12 条 子どもは、支援を求めるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 不安になっていることや困っていることを、相談すること。
- (2) 心身が傷つけられそうになったら、助けを求めること。
- (3) 自分の権利の実現に向けて、助言や援助を求めること。

第 4 章 子どもの権利の保障

第 1 節 区による保障

(区による保障)

第 13 条 区は、子どもの権利が侵害されそうになった場合又は侵害された場合には、区民等と協働してその救済や回復に最大限に努めなければなりません。

(環境の整備等)

第 14 条 区は、子どもの権利を保障するために、次に掲げる環境等を整備し、充実させなければなりません。

- (1) 生命や身体が守られる環境
- (2) 安全な食生活の環境
- (3) 安心して休み、遊び又は学べる環境
- (4) 住民自治の担い手となるための教育や環境教育の機会
- (5) 文化や芸術の担い手となれるような機会
- (6) 相談や援助の仕組み

(児童虐待防止に関する整備等)

第 15 条 区は、子どもの深刻な権利侵害である児童虐待の防止等のために、次に掲げる体制を整備しなければなりません。

- (1) 児童虐待の予防及び早期発見のための体制
- (2) 児童虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び自立の支援のための体制
- (3) 児童虐待にかかわった保護者に対する適切な指導及び支援のための体制
- (4) 児童虐待防止に向けた、区と関係機関、民間団体等との連携の強化及び支援のための体制
- (5) 児童虐待防止に向けた、子どもや保護者に対する教育及び啓発のための体制

第 2 節 家庭における保障

(家庭における保障)

第 16 条 子どもにとってかけがえのない存在である保護者は、家庭を中心とした子どもの環境を確保し、愛情をもってその生命を守らなければなりません。

- 2 保護者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
- 3 保護者は、子どもと共にいる時間を大切にしなければなりません。
- 4 保護者は、子どもの気持ちに耳を傾け、尊重しなければなりません。
- 5 保護者は、子どもが他の人の権利を尊重できるように、自らその範を示さなければなりません。
- 6 保護者は、子どもの発達に応じてそのプライバシーを尊重しなければなりません。

第 3 節 子どもにかかわる施設における保障

(子どもにかかわる施設における保障)

第 17 条 施設関係者は、子どもの健康を守り、子どもの育ち、遊び又は学びを、子どもの主体性を尊重しながら充実させなければなりません。

- 2 施設関係者は、保護者や関係機関と共に、子ども同士のかかわりを見守り、一人ひとりの子どもの気持ちに耳を傾け、人格を認めて、意見を尊重しなければなりません。
- 3 施設関係者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
- 4 施設関係者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待を防止するために関係機関との連携・協働の下に、予防及び早期発見に取り組まなければなりません。
- 5 子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの権利の保障について、子どもの意見を聴く機会を作るよう努めなければなりません。
- 6 子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの個人に関する情報について、あらかじめ本人の同意を得ないで、目的の範囲を超えて利用し、外部に提供してはいけません。ただし、本人の発達段階に応じて特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが難しいときは除きます。
- 7 子どもにかかわる施設の管理者は、職員等にこの

条例に定められた子どもの権利を十分理解させるため、研修の機会を設けなければなりません。

第4節 地域における保障

(地域における保障)

第18条 区民は、地域社会を構成する大切な一員である子どもにとって安全・安心な地域の環境をつくり、その環境を守らなければなりません。

- 2 区民等は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
- 3 区民は、家庭、子どもにかかわる施設又は地域の中で互いに声をかけあい、子どもの成長を支援しなければなりません。
- 4 区民は、区民が住民自治の担い手としての責務を負うことを子どもに伝え、自らその範を示さなければなりません。
- 5 事業者は、自らこの条例に定められた子どもの権利をよく理解し、雇用又は所属している者にもよく理解させなければなりません。
- 6 事業者は、雇用又は所属している者が安心して子どもを養育できるような働きやすい職場環境を整備しなければなりません。
- 7 区民等は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合に、子ども家庭支援センターその他の関係機関に速やかに通告しなければなりません。

第5章 子どもの参加

(子どもの参加)

第19条 子どもは、社会性を培い、子どもの権利を実生活に生かすために、家庭、子どもにかかわる施設又は地域に対して、権利の主体として参加することが保障されます。

(子どもの社会参加及び参画)

第20条 区は、地域における子どもの社会参加を支援しなければなりません。

- 2 おとなは、子どもが地域活動に参加しやすいように、地域の役割等をわかりやすく説明し、又は子どもがこれらの情報を得ることができるように様々な方法を講じなければなりません。
- 3 おとなは、子どもの意見表明の場を設け、子どもの意見を聴き、又は子ども同士が仲間をつくり、社会に参画できるように支援しなければなりません。
- 4 区は、次代を担う子どもの意見を区政に反映するよう努め、子どもの意見を聴き、話し合う場として、としま子ども会議を開催しなければなりません。

(子どもにかかわる施設における子どもの参加及び参画)

第21条 施設関係者は、子どもが育ち、遊び又は学ぶ

存在であることを認識して、子どもの自主的な活動を支援しなければなりません。

- 2 施設関係者は、施設運営等に関して子どもの意見を聴き、話し合いの場を設けるよう努めなければなりません。
- 3 施設関係者は、参加及び参画の結果について、子どもに理解を得られる方法で説明するよう努めなければなりません。

第6章 子どもの権利侵害からの救済及び回復

(豊島区子どもの権利擁護委員の設置)

第22条 区は、子どもの権利侵害について、迅速かつ適切に対応し、救済を図り、回復を支援するために、区長の附属機関として、豊島区子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設けます。

- 2 擁護委員は、3人以内とし、子どもの権利に理解のある幅広い年齢層にある者(ただし、規則で定める者を除きます。)から、区長が委嘱します。
- 3 擁護委員の任期は、2年とし、再任することができます。
- 4 区長は、擁護委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合又は規則に定める事由に該当する場合は、その職を解くことができます。
- 5 区は、擁護委員の中立性に配慮し、地位の独立性を尊重して、その活動に協力をしなければなりません。
- 6 擁護委員は、職務上知りえた秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(擁護委員の職務)

第23条 擁護委員は、次に掲げる職務を行います。

- (1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの権利の救済及び回復のために、助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利侵害に関する救済の申立てを受け、必要な調査及び調整を行うこと。
- (3) 前号の申立てを受け、調査及び調整の結果、子どもの権利侵害にかかわると判断される場合は、関係する団体又は個人に対して是正要請をすること。
- (4) 前号の是正要請を受けてとられた措置について、関係する団体又は個人から報告を求めること。

(是正要請の尊重)

第24条 前条第3号の是正要請を受けた者は、これを尊重し、かつ、必要な措置をとるよう努めなければなりません。

(是正要請及び報告の公表)

第25条 擁護委員は、必要と認めた場合に、第23条第3号の是正要請及び同条第4号の報告を公表する

ことができます。

(救済及び回復のための連携)

第 26 条 擁護委員は、子どもの権利侵害を予防し、子どもの権利侵害からの救済及び回復のために家庭、子どもにかかわる施設、地域、関係機関等との連携に努めなければなりません。

(活動状況等の報告及び公表)

第 27 条 擁護委員は、毎年の活動状況等を区長に報告し、区民に公表しなければなりません。

(庶務)

第 28 条 擁護委員の庶務は、子ども家庭部において処理します。

第 7 章 子どもの権利に関する施策の推進

(施策の推進)

第 29 条 区は、子ども、保護者、施設関係者及び地域と連携・協働し、あらゆる面に配慮しながら、子どもの権利に関する施策を推進しなければなりません。

(推進計画の策定)

第 30 条 区は、子どもの権利に関する施策を、総合的に実行するために、次に掲げる事項について推進計画を策定しなければなりません。

- (1) 保護者等に対する子どもの養育支援
- (2) 子どもの健やかな育ちに対する支援
- (3) この条例に関する情報の発信や啓発
- (4) この条例に関する学習の機会の確保
- (5) 地域等における子どもの社会参加活動の啓発
- (6) 子どもにかかわる施設等におけるこの条例に定められた子どもの権利の保障
- (7) 児童虐待についての理解の普及及び防止
- (8) 子どもの権利侵害に対する相談、援助及び救済体制の整備
- (9) 前各号に掲げるもののほか、子どもの権利にかかわる施策

(豊島区子どもの権利委員会の設置)

第 31 条 区は、この条例に基づく計画及び施策を検証するために、区長の附属機関として豊島区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

- 2 権利委員会は、区長が委嘱する委員 10 人以内をもって組織します。
- 3 権利委員会の委員（以下「委員」といいます。）の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任することができます。
- 4 区長は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、その職を解くことができます。
- 5 委員は、職務上知りえた秘密をもらしてはなりません。

その職を退いた後も同様とします。

(権利委員会の職務)

第 32 条 権利委員会は、次に掲げる職務を行います。

- (1) 区長の諮問を受けて、子どもの権利保障の状況等について、調査及び審議をすること。
- (2) 前号の調査及び審議の結果を区長に答申し、制度の改善等を提言すること。

(答申及び提言の尊重)

第 33 条 区は、権利委員会の答申及び提言を尊重し、必要な措置をとらなければなりません。

(会長及び副会長)

第 34 条 権利委員会に会長及び副会長を置きます。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定めます。
- 3 会長は、権利委員会を代表し、会務を総理します。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

(招集等)

第 35 条 権利委員会は、会長が招集します。

- 2 権利委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができません。
- 3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。

(庶務)

第 36 条 権利委員会の庶務は、子ども家庭部において処理します。

第 8 章 雑則

(委任)

第 37 条 この条例の施行に必要な事柄は、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 6 章及び第 31 条から第 36 条までの規定は、規則で定める日から施行します。

(平成 21 年規則第 69 号で、第 6 章の規定は、平成 22 年 1 月 1 日から施行)

(平成 29 年規則第 67 号で、第 31 条から第 36 条までの規定は、平成 30 年 1 月 1 日から施行)

(3) としま子ども会議実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊島区子どもの権利に関する条例（平成18年条例第29号。以下「条例」という。）

第20条第4項に規定するとしま子ども会議（以下「子ども会議」という。）の実施等に関して必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 子ども会議は、次の事業を行う。

(1) 区政の子どもに関わる事項について、自主的に課題を決定し、当該課題について意見交換を行うこと。

(2) 前号に掲げる意見交換の結果を、区に対して発表すること。

(組織)

第3条 子ども会議は、条例第2条第1号に規定する子どもであり、豊島区内に在住または在学するもので構成する。

(ファシリテーター)

第4条 子ども会議を運営するために、ファシリテーターを置くことができる。ファシリテーターは、子ども会議全体の進行補助を行う。

(会議)

第5条 子ども会議は、区が必要に応じて開催する。

(構成員以外の出席)

第6条 子ども会議は、特に必要があると認められるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(区による支援)

第7条 区は、子ども会議の開催にあたり、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

(1) 子ども会議の開催及び活動に必要な経費の補助

(2) 子ども会議への子どもの参加及び会議の円滑な促進

(3) その他子ども会議に必要と認める事項

(意見の取り扱い)

第8条 区は、第2条第2号に基づく意見を公表しなければならない。

(庶務)

第9条 子ども会議に係る庶務は、豊島区子ども家庭部子ども若者課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



第4回「としま子ども会議」実施報告書

令和6年（2024年）3月

【発行】豊島区 子ども家庭部 子ども若者課

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1

電話：03-3981-2187 FAX：03-3980-5042